

令和4年度九都県市首脳会議廃棄物問題検討委員会  
持続可能な資源利用促進事業に係る啓発キャンペーン等実施業務委託仕様書

本仕様書は、九都県市首脳会議廃棄物問題検討委員会(以下「発注者」という。)及び受注者が締結する契約「令和4年度九都県市首脳会議廃棄物問題検討委員会持続可能な資源利用促進事業に係る啓発キャンペーン等実施業務」に関する事項について定める。

## 1 目的

本事業は、首都圏をはじめ、日本国内のワンウェイプラスチック製品(使い捨てプラスチック製品)、容器包装、食品廃棄物の減量化やリサイクルを促進するため、事業者の自主的な発生抑制や減量化等の取組みを支援するとともに、その取組みを周知することで、持続可能な資源利用への転換に向けた消費者の選択を促すことを目的とする。

具体的には、ワンウェイプラスチック製品の製造、加工、卸売若しくは小売を生業として行う事業者又はワンウェイプラスチック製品を利用する事業者が行う「チャレンジ省資源宣言」(注)を推進し、宣言事業者と連携することで、広く住民に対し、プラスチック製品及び過剰な容器包装の削減に向けた事業者の取組みを周知する。

また、食品廃棄物の中でも特に喫緊の課題である「食品ロス」については、効果的な啓発手法により、食品ロスの現状や課題を認識してもらうとともに、小売事業者と連携したキャンペーンの実施により、消費行動の転換を図ることを目的とする。

### (注)「チャレンジ省資源宣言」

九都県市首脳会議廃棄物問題検討委員会が、ワンウェイプラスチック製品、容器包装、食品廃棄物の発生抑制や減量化等について事業者が行う取組みを応援し、住民への普及啓発を行うことで持続可能な資源利用への転換を目指す事業。

## 2 事業の対象

域内住民、域内事業者及び「チャレンジ省資源宣言」の宣言事業者等

※連携する宣言事業者(予定)

- ・製造部門 約20社
- ・小売部門 約15社
- ・外食部門 約5社

## 3 契約期間

契約締結日から令和5年1月31日(火)まで

## 4 事業概要

### (1)チャレンジ省資源宣言事業周知啓発キャンペーン

「チャレンジ省資源宣言」について、宣言事業者を募集するとともに、消費者の資源利用に係る意識向上を

図るため、製造事業者、小売事業者、飲食事業者等と連携したPRキャンペーンをはじめとする普及啓発活動を実施する。

## (2) 食品ロス削減啓発キャンペーン

食品ロス削減にむけて、食品ロスの現状や課題を広く域内住民に周知するため、動画を活用した普及啓発活動を実施する。加えて、食品ロス削減につながる、消費行動の転換を図るため、域内小売事業者と連携した「てまえどり」キャンペーンを実施する。

## 5 業務内容

「チャレンジ省資源宣言」の普及啓発を図るため、主に(1)(2)(3)の事業を実施する。また、「食品ロス削減啓発キャンペーン」として、主に(3)(4)の事業を実施する。メインターゲットについては、事業目的を踏まえ効果的な形で設定すること。また、SNS等を有効に活用したPR活動を実施する。

### (1) 「チャレンジ省資源宣言」プレゼントキャンペーンの実施

#### ア 実施内容

応募はがき付きリーフレット及びキャンペーン応募Webサイトから応募した方を対象に、抽選でプレゼントが当たるキャンペーンを実施する。応募はがき付きリーフレット及びキャンペーン応募Webサイトには、宣言事業者が実施するワンウェイプラスチック製品、容器包装及び食品廃棄物の発生抑制・減量化等の取組事例等を掲載し、域内住民の意識向上を図る。

#### イ 業務内容

##### (ア) プレゼントキャンペーン応募はがき付きリーフレットの作成・配布

a 作成予定部数 115,000 部

b 仕様

(a) カラー両面刷りA5判8ページ程度(じゃばら折り)

(b) グリーン購入法基本方針22-2「印刷」の判断基準を満たすこと。さらに、判断基準を満たしている旨を紙面に記載すること。ただし、在庫等の制約から入手が困難な場合は、発注担当者と協議の上、決定すること。

(c) 九都県市のマスコットキャラクターを使用する等、域内住民等の興味をひくデザインとすること。

(d) 各宣言事業者の取組みを紹介する内容とし、応募はがき(料金発信者払い)付きとすること。なお、応募はがきの裏面には本事業に関するアンケート等を掲載すること。アンケートの設問数は5問程度を想定し、項目については、発注者と協議し決定すること。

(e) キャンペーン応募Webサイトに導く工夫を施すこと(2次元コード等)。

(f) 印刷用原稿等目的に合わせ利用できる状態まで完成させた電子データを、DVD-ROM等メディアに記録して納品すること。

c 配布先

(a) 宣言事業者の希望する各店舗・部署

(b) 発注者の指示する九都県市域内公共施設

※約 300 か所程度を想定

※「(2) 通年利用できるポスターの作成・配布」に記載するポスターと一括して送付すること。

※資材の節減のため、可能な限り簡易な梱包で送付すること。

d 配布期限 令和4年9月30日(金)

※詳細は発注者と受注者で協議の上決定する。

(イ) プレゼントキャンペーン応募Webサイトの作成・広報

a キャンペーン応募Webサイトの作成・広報にあたっては、特にスマートフォンからの応募数拡大を狙い、デザインや仕様を設定すること。

b 効果的な周知が望めるようなサイトからリンクされるよう配慮するなど、より一層の工夫を施すこと。

c チャレンジ省資源宣言Webサイトへのリンクを挿入するなど、通年事業の広報にも努めること。

d Webサイトの製作にあたっては、発注者がWebサイトの保守業務を委託している事業者に形式や注意事項等を予め確認し、よく調整した上で取り掛かること。

※参考: 九都県市チャレンジ省資源宣言Webサイト(URL: <https://www.resource-saving.jp/>)

: 令和3年度九都県市チャレンジ省資源宣言キャンペーン応募サイト

(URL: <https://www.resource-saving.jp/challenge-2021campaign/>)

e 発注者が運営するWebサイトの仕様に合わせ、それぞれのページやサイト内の回遊性を高めること。いずれも、アクセシビリティ基準(JIS X 8341-3:2016 の達成等級 AA)に準拠すること。

f DVD-ROM等メディアに記録して納品すること。

g 運用場所は発注者が保守業務を委託している事業者が管理する既存サーバーとする。

※サーバーの仕様: <https://heteml.jp/service/function/>

h Webサイトには下記のコンテンツを含むこととし、応募数増加を狙い効果的な広報を行うこと。

◇プレゼントキャンペーンの告知

◇キャンペーン応募フォーム(応募者アンケートを含む)

◇宣言事業者の取組内容紹介

◇各宣言事業者の宣言ページへのリンク

◇プレゼントキャンペーン用のバナー作成

◇「Google アナリティクス」等のアクセス解析ツール設置

※保守業務受託事業者と事前に調整すること。

(ウ) アンケートの集計、分析、結果報告

「6 事業報告書の作成に関すること」に記載する事業報告書の作成とあわせて、アンケートの集計、分析を行う。特に、自由意見欄に記載された内容については、委託者及び宣言事業者の今後の参考資料として汎用的に取り扱えるように、意見の集約、結果の分析(意見のジャンル分けなど)を綿密に行った上で簡素な資料となるように作成すること。なお、アンケート全体の結果についても別添として付すこと。

※参考: 令和3年度の応募数 はがき: 3,612 件 Web: 2,084 件

(エ) プレゼントキャンペーンに係るプレゼント品の管理・発送等

a プレゼントの購入及び管理

※プレゼント内容は発注者と相談し、可能な限り本事業の目的に沿ったものにする。

※参考: 令和3年度実績: 「BRUNO マルチグリルポット」3名様分

b 宣言事業者(製造部門)から提供されるプレゼント(15 種程度×10 セット)の引受け及び管理

c 当選者の選定及びプレゼントの送付

(オ)プレゼントキャンペーン問い合わせ対応

利用者からの電話若しくはメールでの問い合わせに、対応できる体制を整えること。

ウ 実施期間

令和4年10月1日(土)から令和4年11月30日(水)まで

エ 周知方法

(ア)応募はがき付きリーフレットの小売店・飲食店等への配架

(イ)キャンペーン応募Webサイトの制作

## (2) 通年利用できるポスターの作成・配布

ア 実施内容

「チャレンジ省資源宣言」の認知度向上とワンウェイプラスチック製品、容器包装及び食品廃棄物の発生抑制・減量化等の普及啓発に向け、通年利用できるポスターを作成し、指定場所へ配布する。

イ 業務内容

(ア)ポスターの作成

a 作成予定数 縦A2判(作成予定数 1,500 部) 縦A3判(作成予定数 1,500 部)  
縦B4判(作成予定数 500 部)

b 仕様

(a)カラー片面刷り

(b)グリーン購入法基本方針22-2「印刷」の判断基準を満たすこと。さらに、判断基準を満たしている旨を紙面に記載すること。ただし、在庫等の制約から入手が困難な場合は、発注担当者と協議の上、決定すること。

(c)各都県市のマスコットキャラクターを使用する等、域内住民等の興味をひくデザインとすること。

(d)チャレンジ省資源宣言Webサイトに導く工夫を施すこと(2次元コード等)。

(e)チャレンジ省資源宣言ロゴを掲載すること。

(f)宣言事業者の企業ロゴ(使用許可確認は委託者が行う)を掲載すること。

(g)簡易な梱包で送付できるよう、一部ずつ四つ折りまたは八つ折りの状態にすること。

(h)印刷用原稿等目的に合わせ利用できる状態まで完成させた電子データを、DVD-ROM等メディアに記録して納品すること。

c 配布先

(a)宣言事業者の希望する各店舗・部署

(b)発注者の指示する九都県市内公共施設

※約 650 か所程度を想定

※応募はがき付きリーフレットと一括して送付すること。

※資材の節減のため、可能な限り簡易な梱包で送付すること。

(イ)指定場所への配布

- a 配布期限は令和4年9月30日(金)までとする。
- b 配布場所は、宣言事業者の希望する各店舗・部署及び発注者の指示する九都県市域内公共施設とする。

### (3)公共スペース等での広告掲出

#### ア 実施内容

「チャレンジ省資源宣言」及び「食品ロス削減啓発キャンペーン」の認知度向上に向けた広告を作成・実施する。

#### イ 業務内容

##### (ア)電車内広告掲出

ポスターを作成し、電車内での広告掲出を行うこと。

- a 掲出期間 令和4年10月のうちの2週間程度とする。
- b 掲出場所 JR車内広告掲出(まど上広告)及び3路線(京浜東北線・根岸線、横浜線及び中央総武線各駅停車)
- c 掲出内容 「チャレンジ省資源宣言」及びプレゼントキャンペーンの認知度向上に向けた広告
- d 作成予定数 上記掲出場所に必要な枚数を作成すること。
- e 仕様

(a)カラー片面刷り

(b)グリーン購入法基本方針22-2「印刷」の判断基準を満たすこと。さらに、判断基準を満たしている旨を紙面に記載すること。ただし、在庫等の制約から入手が困難な場合は、発注担当者と協議の上、決定すること。

(c)印刷用原稿等目的に合わせ利用できる状態まで完成させた電子データを、DVD-ROM等メディアに記録して納品すること。

##### (イ)映画館での広告掲出

映画本編前広告「シネアド」に対応した、注目度の高い動画を作成し、広告掲出を行うこと。

- a 掲出期間 令和4年11月のうちの2週間とする。
- b 掲出場所 九都県市域内劇場9カ所(MOVIX さいたま、ユナイテッド・シネマわかば、T・ジョイ蘇我、TOHO シネマズ流山おおたかの森、TOHO シネマズ新宿、TOHO シネマズ府中、横浜ブルク13、109シネマズ川崎、MOVIX 橋本)の全スクリーンとする。
- c 掲出内容 「チャレンジ省資源宣言」認知度向上に向けた動画(15秒)とする。

##### (ウ)その他、各種広報活動に関すること

効果的で訴求力の高い広報手段を企画提案し実施すること。SNS等も有効に活用したPR活動を実施する。

※詳細は発注者と受注者で協議の上決定する。

##### (エ)YouTubeでの広告掲出

「TrueView インストリーム広告」を活用し、YouTubeでの広告掲出を実施すること。広告手法はターゲットへの的確なリーチを考慮し、スキップ対応可能な手法を取り入れる等工夫を行うこと。また、「(1)チャレンジ省資源宣言」プレゼントキャンペーンの実施で作成するWebサイトへのアクセスを誘導すること。

なお、広告掲出及び Web サイトへの誘導は、事業開始時に目標値を示すこととする。

a 掲出期間 令和4年10月1日(土)から10月31日(月)までの1か月程度とする。

b 掲出内容 「食品ロス削減啓発キャンペーン」認知度向上に向けた動画(15 秒程度)。後日発注者より提供する。

#### (4)「てまえどり」キャンペーンの実施

##### ア 実施内容

九都県市域内の小売店舗において、期限切れによる廃棄を減らすため、棚の手前にある食品を購入する「てまえどり」を呼び掛ける啓発ポップ等の掲出を行い、食品ロス削減につながる、消費行動の転換を図る。

##### イ 業務内容

###### (ア)啓発ポップ(棚帯)の作成

- a 作成予定数 35 mm×400 mm(作成予定数 93,700 部) 33 mm×400 mm(作成予定数 4,080 部)  
40 mm×425 mm(作成予定数 2,040 部) 84 mm×300 mm(作成予定数 1,600 部)  
64 mm×182 mm(作成予定数 800 部)

※サイズ、部数は一部変更になる可能性があります。

###### b 仕様

- (a)カラー片面刷り  
(b)グリーン購入法基本方針22-2「印刷」の判断基準を満たすこと。ただし、在庫等の制約から入手が困難な場合は、発注担当者と協議の上、決定すること。  
(c)食品ロス削減のため「てまえどり」を呼び掛けるメッセージを記載すること。  
(d)各都県市のマスコットキャラクターを使用する等、来店者の興味をひくデザインとすること。  
(e)印刷用原稿等目的に合わせ利用できる状態まで完成させた電子データを、DVD-ROM等メディアに記録して納品すること。

###### c 納品先

###### (a)啓発ポップ

連携事業者の希望する各店舗・部署

※約 80 か所程度を想定

※「チャレンジ省資源宣言」プレゼントキャンペーンに係るリーフレット、ポスターを送付する事業者については、送付先が同一の場合、一括して送付すること。

※資材の節減のため、可能な限り簡易な梱包で送付すること。

###### (b)電子データ

埼玉県環境部資源循環推進課

###### (イ)レジ液晶 POP での掲出用広告(静止画)の作成

###### a 仕様

(a)簡潔に「てまえどり」を呼びかけるメッセージを記載すること。

(b)各都県市のマスコットキャラクターを使用する等、来店者の興味を引くデザインとすること。

(c)規格は 800 ピクセル×450 ピクセルで、36 万画素以上とすること。

(d)静止画データを、DVD-ROM 等メディアに記録して納品すること。

b 納品先 埼玉県環境部資源循環推進課

c 納品数 10 部

(ウ)納品期限

令和4年9月30日(金)までとする。

## 6 事業報告書の作成に関すること

事業終了後、本事業の実施結果に係るデータを収集分析の上報告書に取りまとめ、下記のとおり電子媒体にて、契約完了日までに発注者に送付すること。また、報告書の原案については、令和4年12月26日(月)までに電子データにより発注者に送付すること。

(1)全体事業報告書 A4判 約 55 部(目安)

(2)「チャレンジ省資源宣言」プレゼントキャンペーンアンケート結果報告書(全体の結果)

A4判 約 55 部(目安)

(3)「チャレンジ省資源宣言」プレゼントキャンペーンアンケート結果報告書(意見のジャンル分け・結果の分析等を行ったもの) A4判 約 55 部(目安)

(4)上記「(1)～(3)」の電子媒体記録物 1セット

(5)その他関係資料 1式

※(2)及び(3)については、「チャレンジ省資源宣言」宣言事業者宛に送付すること。その際には、発注者が作成するお礼状を同封すること。お礼状については、電子データにより発注者から受注者に提供する。

## 7 留意事項

(1)契約締結後、速やかに作業計画書を発注者に提出すること。

(2)円滑に本事業を進めるため、発注者をはじめ連携する事業者と随時連絡をとり、事業内容について十分な調整を図ること。

(3)業務内容及び業務の進め方については事前に発注者と協議すること。また、業務の進行状況等について、発注者に随時報告するとともに、指示を受けること。

(4)発注者から依頼があった時は、発注者が設置する部会等に参加し進捗状況の報告等を行うこと。また、会議出席者の質問等に適宜回答すること。

(5)業務内容は第三者に漏えいしてはならない。

(6)Webサイト、啓発ツールのデザイン、標語等の権利は発注者に譲渡すること。

(7)本委託業務の実施に当たり、第三者の著作権その他の権利に抵触するものについては、受注者の費用をもって処理すること。

(8)本調査で知り得た個人情報については、契約書及び別紙「埼玉県個人情報保護条例」に従うこと。

(9)九都県市域内に緊急事態宣言が発令されるなど、新型コロナウイルス感染症の影響により、事業の実施に支障をきたす場合には、相手方にその旨を書面により通知し両者協議の上で、契約内容の見直し等必要な措置をとること。

(10)業務終了後、取得した個人情報速やかに廃棄し、廃棄したことの記録を発注者に提出すること。

## 8 連絡体制等

受注者は、本委託業務の契約後遅滞なく、緊急時の連絡体制及び役割分担を定め、発注者へ報告すること。  
また、問題が発生したときは、速やかに内容及び対応経過を発注者へ報告すること。

## 9 事業担当

九都縣市首脳会議廃棄物問題検討委員会事務局

(埼玉県環境部資源循環推進課)

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3-15-1

電話 048-830-3108

FAX 048-830-4791

E-MAIL a3100-09@pref.saitama.lg.jp